

資料1

いわて沿岸広域 新規就農 PR 動画作成業務

企画コンペ実施要領

令和8年4月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて沿岸広域 新規就農PR動画作成業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

「いわて沿岸広域 新規就農PR動画作成業務」一式

(2) 委託期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日まで

(3) 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

(4) 予算額（見込み）

561千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県知事から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、構成する者のいずれもが、参加資格要件を満たす者であること。

また、代表者を定めたうえで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）以

下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、県では、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。

- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくはその統制の下にある団体でないこと。
- (8) 公募開始日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) 公募開始日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 担当課

岩手県沿岸広域振興局農林部

住所：〒026-0043 岩手県釜石市新町6-50

電話：0193-25-2704 F A X：0193-27-2843

電子メールアドレス(担当：田中)：mai-kubota@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ (<https://www.pref.iwate.jp/>) → 「入札・コンペ・公募情報」

【交付資料】

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案書作成要領

資料4 企画提案審査要領

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付ける。

ア 受付期間 令和8年5月14日（木）午後5時まで

イ 受付場所 岩手県沿岸広域振興局農林部（連絡先は(1)を参照）

ウ 提出方法 【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メール又はF A Xにより提出すること。

エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに掲載する。

オ 回答期日 随時、回答する。なお、最終回答の期日は、**令和8年5月18日（月）**とする。

(4) 参加届書類の提出

参加者は、参加届書類を、下記により提出すること。

ア 提出書類

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・【様式1-2】企画コンペ参加表明書・【添付資料】会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績 ※パンフレット等でも可 |
|---|

イ 提出期限 令和8年5月20日（水）午後5時【必着】

ウ 提出先 岩手県沿岸広域振興局農林部（住所等は(1)を参照）

エ 提出方法 電子メールにより提出すること。（アドレス mai-kubota@pref.iwate.jp）

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。
- ・ 参加資格の確認は、「イ 提出期限」の日をもって行う。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消すとともに当該参加者が行った企画提案を無効とする。

(5) 参加資格の喪失

参加者表明は、「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」に定める企画提案審査委員会の実施日までの間に参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失う。

(6) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類 **資料3「企画提案書作成要領」**で定める書類

イ 提出期限 令和8年5月22日（金）午後5時【必着】

ウ 提出先 岩手県沿岸広域振興局農林部（住所等は(1)を参照）

エ 提出方法 電子メールにより提出すること。（アドレス mai-kubota@pref.iwate.jp）

※ 提案は、1者につき1提案とし、複数提案を認めない。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。

※ その他、**資料3「企画提案書作成要領」**の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(7) 企画提案の無効

「(4)参加届書類の提出」オにより参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出された提案
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他、企画コンペに関する条件に違反した提案

(8) 企画コンペ参加の辞退

企画コンペ参加表明書を提出した者は、企画コンペ参加を辞退しようとする場合は、【様式1-3】「企画コンペ参加辞退届」を、下記「4 受託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案審査委員会の実施日の前日まで【必着】に、岩手県沿岸広域振興局農林部（住所等は(1)を参照）に電子メール（アドレス mai-kubota@pref.iwate.jp）により提出するこ

と。

なお、企画コンペ参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 企画提案の審査

参加者の企画提案の審査は、**資料4「企画提案審査要領」**に基づき行う。

なお、企画提案書等の内容が、「**1 本業務の概要**」(4)の予算額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとする。

(2) 企画提案審査委員会の開催（予定）

ア 開催日時 令和8年5月下旬

イ 場 所 岩手県釜石地区合同庁舎会議室

※ 日時及び場所については、参加者に対し別途個別に通知します。

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

なお、プレゼンテーションの実施にあたっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。

- ・ プロジェクター等プレゼンテーションで使用する機材のセッティングを希望する場合は、事前に担当者に連絡するものとする。
- ・ プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書等の受付順とし、1者あたりのプレゼンテーションの時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とする。

ただし、都合により、1者あたりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(3) 受託候補者の選定

ア プレゼンテーションを受けた後、企画提案審査委員会において各企画提案内容についての審査を行い、その審査結果に基づき、順位を付して受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

(4) 留意事項

受託候補者との委託契約締結にあつては、企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、県と受託候補者が提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとする。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、「**4 受託候補者の選定方法等**に

関する事項」(4)に定める契約内容について、協議・調整を行い、仕様を確定のうえ、契約を締結するものとする。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペの実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペにあたっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をとる等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、返却しない。

ウ 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 手続きの停止又は契約の解除に係る費用補償について

手続きの停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しない。

(4) その他

ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を講ずることがある。

イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

ウ 本企画コンペに係る落札及び契約締結は、令和2年度岩手県一般会計当初予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

〔参考：本企画コンペに関するスケジュール（予定）〕

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 公告（実施要領等の公開） | 4月27日（月） |
| (2) 質問票の提出期限 | 5月14日（木） |
| (3) 質問に対する県の回答 | 5月18日（月） |
| (4) 企画コンペ参加表明書の提出期限 | 5月20日（水） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 5月22日（金） |
| (7) 企画提案審査委員会（プレゼンテーション） | 5月下旬 |
| (8) 受託候補者の決定 | 6月上旬 |
| (9) 受託予定者 見積書の提出 | 6月上旬 |
| (10) 委託契約締結 | 6月中旬 |